

原議保存期間 1 年
(令和9年3月31日まで)

犯罪収益移転防止法共管省庁関係課長 殿

事務連絡
令和8年2月26日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第一課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則における旧氏使用について現在、政府においては、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）等に基づき、旧氏使用の拡大を進めています。

この点、

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）別記様式第1号及び別記様式第4号中の特定事業者の「代表者名」及び「担当者名」
- 疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第2号）第3条第1項第1号に規定する「特定事業者の（略）代表者の氏名」及び同項第3号に規定する「連絡担当者の氏名」

については、本人の希望に基づき、旧氏を記載することも可能であることから、適切な取扱いが行われるよう、必要に応じて所管する特定事業者に対して周知していただきますようお願いいたします。

【連絡先】

警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第一課 犯罪収益対策室
03-3581-0141（内線4937）